

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 22 年 4 月 23 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法等が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成 22 年 3 月 31 日に狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

平成22年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条第1項及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第3項において同じ。））」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。））」とする。

第20条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第20条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給者資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

附則第19項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第20項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条

約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則に次の１項を加える。

（平成２２年度以後の国民健康保険税の減免の特例）

- ２１ 当分の間、平成２２年度以後の第２３条第２項による国民健康保険税の減免については、同項中「資格取得日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、国民健康保険税を減免することができる。」とあるのは、「国民健康保険税を減免することができる。」とする。

附 則

- １ この条例は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、附則第１９項及び第２０項の改正規定は、平成２２年６月１日から施行する。
- ２ 改正後の狭山市国民健康保険税条例の規定は、平成２２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２１年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。